

新機構団信・新3大疾病付機構団信

債務弁済(保険金請求)手続きのご案内 [新機構団信制度]

新機構団信制度のご加入者さま(被保険者)(以下「ご加入者さま」といいます。)が、保険期間中に死亡された場合等、所定の支払事由に該当された場合の債務弁済(保険金請求)手続きについて、ご説明します。

新機構団信制度では、ご加入いただいている団信の種類(新機構団信・新3大疾病付機構団信)によって保障内容が異なります。

まずはご加入いただいている団信の種類について、お手元の金銭消費貸借契約証書等をご覧いただきご確認をお願いいたします。

なお、団信の種類がご不明の場合は、融資のお申込みをされました取扱金融機関にご連絡いただきご確認をお願いいたします。

■団信の種類と保障内容

種類	死亡保険金	身体障害保険金	3大疾病保険金	介護保険金
新機構団信	○	○※1	×	×
新3大疾病付機構団信※2	○	○	○	○

※1 「新機構団信信用生命保険による債務弁済充当契約(死亡保障限定型用)」を適用されている場合は、身体障害に対する保障はなく、死亡のみの保障となります。

※2 「新3大疾病付機構団信」のご加入者さまは満75歳の誕生日の属する月の翌月1日から「新機構団信」のご加入者さまとなり、死亡及び身体障害のみの保障となります。

(注) 新機構団信・新3大疾病付機構団信では、所定の高度障害状態該当時の保障はございません。

(注) ご加入の団信が新機構団信・新3大疾病付機構団信ではない場合(保障対象となる【フラット35】の借入申込日が2017年9月以前または災害融資等の個人向け融資もしくは沖縄振興開発金融公庫の借入申込日が2020年9月以前の場合)、本手続きの対象ではありませんので、ご注意ください。

目次

1. お手続の流れ及び注意事項

- (1) お手続の流れ 2ページ
- (2) 届出内容(死亡・身体障害・3大疾病・介護)に関するご注意 3ページ
- (3) 個人情報の取扱いについて 4ページ

2. 必要書類及び支払事由に該当する状態

- (1) 死亡の場合 5ページ
- (2) 身体障害の場合 6ページ
- (3) 3大疾病の場合 7ページ
- (4) 介護の場合 9ページ

3. 債務の完済(保険金のお支払い)がされない場合

- (1) 共通(死亡・身体障害・3大疾病・介護) 11ページ
- (2) 死亡の場合 11ページ
- (3) 身体障害・介護の場合 11ページ
- (4) 3大疾病の場合 12ページ

4. 債務完済後のお手続(完済関係書類の受領)

5. お問い合わせ先

- 14ページ
- 15ページ

1. お手続の流れ及び注意事項

(1) お手続の流れ

1 ご加入の有無・ご加入の団信の種類をご確認ください。



ご加入の有無・ご加入の団信の種類の確認	1 ページ参照
---------------------	---------

2 融資のお申込みをされました取扱金融機関(以下「取扱金融機関」といいます。)にご連絡ください。必要書類をご準備いただき取扱金融機関へご提出ください。



必要書類

死亡の場合	5ページ参照
身体障害の場合	6ページ参照
3大疾病の場合	7ページ参照
介護の場合	9ページ参照

3 ご提出いただいた書類をもとに、生命保険会社が支払可否の審査を行います。

書類では判断できない事項があった場合、必要に応じて生命保険会社（もしくは生命保険会社の委託会社）より、直接ご家族・主治医等に照会や確認を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。



支払事由に該当する状態

身体障害の場合	6ページ参照
3大疾病の場合	7ページ参照
介護の場合	9ページ参照

- 保険金が支払われる場合は、債務は全額完済となります。
債務の完済(保険金のお支払い)が決定しましたら、お手続きいただいた取扱金融機関より届出者さまにお知らせします。
- 4 完済関係書類(契約書類や抵当権を解除するために必要な書類等)をお受け取りください。
「完済関係書類のお受取り時にご用意いただく書類等」については14ページをご参照ください。
- 債務の完済(保険金のお支払い)がされない場合は、その旨をお知らせします。
「債務の完済(保険金のお支払い)がされない場合」については、11～13ページを参照ください。

ご注意

- ご提出いただいた個人情報については、4ページに記載の「個人情報の取扱いについて」によりお取扱いいたします。なお、ご提出いただいた書類一式はご返却いたしません。
- 必要書類を取扱金融機関にご提出いただいてから債務の完済(保険金のお支払い)まで、通常1か月程度要します。生命保険会社(もしくは生命保険会社の委託会社)が、ご家族・主治医等に照会や確認を行う場合は、完済の決定までさらに日数を要します。
- ご加入者さまが病名告知等を受けていない状態で、ご家族等が債務弁済(保険金請求)手続をされることにより、ご加入者さま本人が病名等を知り得ることがあります。
- 債務の完済(保険金のお支払い)が決定するまで、機構等へのご返済は、これまでどおり債務者さままたはご相続人さまにおいてご継続ください。審査の結果、債務の完済(保険金のお支払い)が決定した場合、保険事故日(※)以降にお支払いいただいた償還金等は、後日別途返戻いたします。(詳細は3ページ参照)
- 保険金のお支払い対象となる状態にも関わらず、3年以内に債務弁済(保険金請求)の手続をいただけなかった場合、保険金請求権が時効となり、債務が完済されないことがあります。
- 新機構団信制度により完済される住宅ローンに連帯債務者さまがいる場合、連帯債務者さまのローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 保険金支払可否の審査結果については、届出者さまにお知らせします。なお、支払事由に該当しない場合の非該当説明文書をご加入者さまあてに送付することを希望される場合は、あらかじめ取扱金融機関へお申し出ください。

※保険事故日とは、保険金が支払われる基準となる日のことで、死亡の場合は「死亡日」、身体障害・3大疾病・介護の場合は「支払事由該当日」のことをいいます。

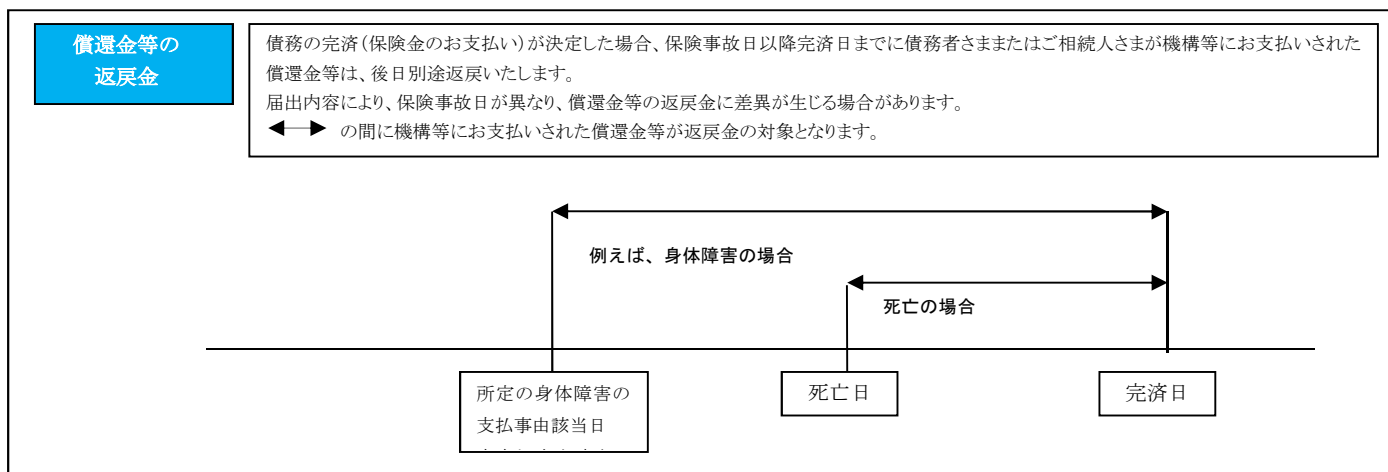
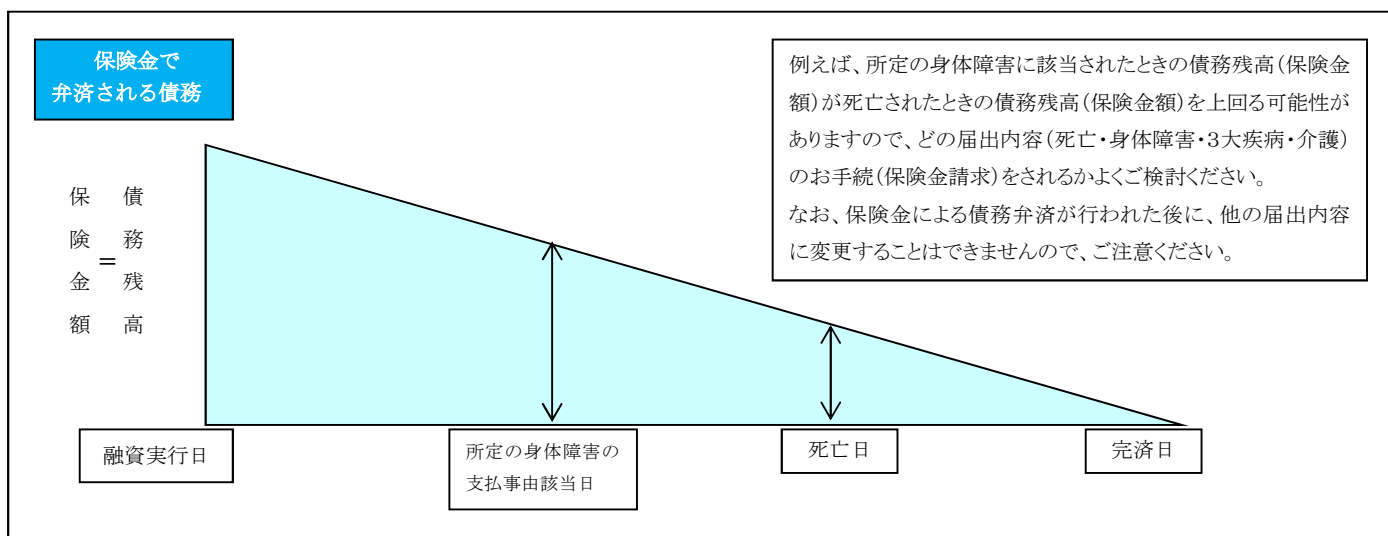
(2) 届出内容(死亡・身体障害・3大疾病・介護)に関するご注意 <必ずお読みください>

1 生命保険会社が機構に支払う保険金額は、支払事由に該当されたときの債務残高を基準に定めますので、届出いただく内容(死亡・身体障害・3大疾病・介護)により保険金額が異なる場合があります。
 (下図「保険金で弁済される債務」をご覧ください。)

2 債務弁済(保険金請求)を行った後に、他の届出内容でのご請求はできませんので、これまでのご病状等を踏まえ、どの内容(死亡・身体障害・3大疾病・介護)で届出をされるかよくご検討ください。
 詳しくは、6～10ページの「(2)身体障害の場合」「(3)3大疾病の場合」「(4)介護の場合」の「支払事由に該当する状態」をご覧ください。

3 債務の完済(保険金のお支払い)が決定した場合、保険事故日(※)以降完済日までに債務者さままたはご相続人さまが機構等にお支払いされた償還金等は、後日別途返戻いたします。
 届出内容により、保険事故日(※)が異なり、償還金等の返戻金に差異が生じる場合があります。
 (下図「償還金等の返戻金」をご覧ください。)

※保険事故日とは、保険金が支払われる基準となる日のことで、死亡の場合は「死亡日」、身体障害・3大疾病・介護の場合は「支払事由該当日」のことをいいます。



(3) 個人情報の取扱いについて

ー住宅金融支援機構（保険契約者）と生命保険会社からのお知らせ

本個人情報の取扱いについて、特段のお申し出がない場合は、ご了解いただけたものとして、以降の債務弁済（保険金請求）手続を進めさせていただきます。

- 1 機構は、新機構団信制度による債務弁済充当契約（以下「団信弁済契約」といいます。）の債務弁済手続に基づき入手するご加入者さま（またはご家族等）に関する個人情報（氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、提出書類に記載されている内容等）を、団信弁済契約の保険金請求、債務弁済、統計等の分析、その他団信弁済契約に関連・付随する業務のために利用します。
- 2 機構は、団信弁済契約の債務弁済手続に基づき入手するご加入者さま（またはご家族等）に関する個人情報を、機構が保険契約を締結する共同引受生命保険会社に提供します。
- 3 共同引受生命保険会社は、機構から提供されたご加入者さま（またはご家族等）に関する個人情報を、団信弁済契約に係る保険契約の支払査定事務、各種保険契約の引受査定を含む生命保険制度の健全な運営目的に利用し、機構及び他の共同引受生命保険会社、再保険を付する場合には再保険会社に上記目的の範囲内で提供することがあります。
- 4 今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き機構、共同引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
共同引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の共同引受生命保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

2. 必要書類及び支払事由に該当する状態

(1) 死亡の場合

必要書類

次の書類をご準備いただき、4ページの「**個人情報の取扱いについて**」をご了解の上、取扱金融機関にご提出ください。必要に応じてこの他の書類のご提出をお願いする場合があります。

必要書類		通数	ご説明
A	団信弁済届	原本 1通	●取扱金融機関からお渡りする用紙または16ページの用紙に、必要事項をご記入ください。
B	死亡日が保障開始日から 2年を経過している場合	写し 1通	●市区町村役場へ「死亡届」を提出した際の 死亡診断書または死体検案書の写し をご提出ください。
	死亡日が保障開始日から 2年以内の場合	原本 1通	● 生命保険会社所定の死亡証明書用紙 をお渡ししますので、取扱金融機関へご依頼ください。 ●取扱金融機関からお渡りする 生命保険会社所定の死亡証明書用紙 に医師へ記入を依頼してください。 ●生命保険会社所定の死亡証明書以外(死亡診断書または死体検案書等)でもお取扱いできますが、後日、所定の用紙での再提出をお願いする場合があります。

※Bの提出ができない等、生命保険会社の判断により代替書類として住民票の提出をお願いする場合があります。

(2) 身体障害の場合

必要書類

次の書類をご準備いただき、4ページの「**個人情報の取扱いについて**」をご了解の上、取扱金融機関にご提出ください。必要に応じてこの他の書類のご提出をお願いする場合があります。

必要書類		通数	ご説明
A	団信弁済届	原本 1通	●取扱金融機関からお渡りする用紙または16ページの用紙に、必要事項をご記入ください。
B	身体障害者手帳 (身体障害1級または2級)	写し 1通	●身体障害の級別が1級または2級に該当している 身体障害者手帳の写し をご提出ください。
C	身体障害者診断書・ 意見書	写し 1通	●身体障害者手帳申請時に医師が記入された 身体障害者診断書・意見書の写し をご提出ください。

上記C. 身体障害者手帳申請時の身体障害者診断書・意見書の写しがない場合

D	生命保険会社所定の身体障害診断書	原本 1通	● 生命保険会社所定の身体障害診断書用紙 をお渡しますので、取扱金融機関へご依頼ください。 ●取扱金融機関からお渡りする 生命保険会社所定の身体障害診断書用紙 に医師へ記入を依頼してください(所定の用紙以外での受付はできません。)
---	------------------	----------	--

支払事由に該当する状態

お支払いの対象となる身体障害状態とは、**保障開始日以後に生じた傷害または疾病により、保険期間中に次の2つをも満たす**場合をいいます。

身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当したこと

- 1 ※ 身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害に重複して該当したことにより、同法に基づき1級または2級の身体障害者手帳の交付があった場合もお支払いの対象となります。

- 2 **身体障害者福祉法に基づき、障害の級別が1級または2級である身体障害者手帳の交付があったこと**

※身体障害者福祉法に定める1級または2級に該当していても、その障害に対する身体障害者手帳の交付がない場合には、身体障害保険金は支払われません。

※身体障害状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」がありますがこれらの制度の受給資格を有していても、身体障害保険金の支払事由に該当するとは限りません。

(3) 3大疾病の場合 新3大疾病付機構団信にご加入されている場合のみお支払いの対象となります

必要書類

次の書類をご準備いただき、4ページの「[個人情報の取扱いについて](#)」をご了解の上、取扱金融機関にご提出ください。必要に応じてこの他の書類のご提出をお願いする場合があります。

必要書類		通数	ご説明
A	団信弁済届	原本 1通	●取扱金融機関からお渡しする用紙または16ページの用紙に、必要事項をご記入ください。
B	生命保険会社所定の3大疾病診断書	原本 1通	●生命保険会社所定の 3大疾病診断書用紙 をお渡ししますので、取扱金融機関へご依頼ください。 ●取扱金融機関からお渡しする 生命保険会社所定の3大疾病診断書用紙 に医師へ記入を依頼してください(所定の用紙以外での受付はできません。)

支払事由に該当する状態

お支払いの対象となる3大疾病とは、保険期間中に次のいずれかに該当された場合をいいます。
詳しくは8ページの「[3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物\(がん\)・急性心筋梗塞・脳卒中](#)」をご覧ください。

1 悪性新生物(がん)

保険期間中に、所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定(※)されたとき

※悪性新生物(がん)の診断確定について、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることがあります。

2 急性心筋梗塞

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき

- ①急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
- ②急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(※1)において手術(※2)を受けたとき

3 脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき

- ①脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- ②脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(※1)において手術(※2)を受けたとき

※1 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

※2 急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①から④までに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置及び神経ブロックは除きます。

①開頭術 ②開胸術 ③ファイバースコープ手術 ④血管・バスケットカテーテル手術

3 大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中

対象となる悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、1994年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの /3...悪性、原発部位 /6...悪性、転移部位 悪性、続発部位 /9...悪性、原発部位または転移部位の別不詳
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	消化器の悪性新生物	C15-C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち		
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20-I25)のうち、	
	(1)急性心筋梗塞 (2)再発性心筋梗塞	I21 I22
3. 脳卒中	脳血管疾患(I60-I69)のうち、	
	(1)くも膜下出血	I60
	(2)脳内出血	I61
	(3)脳梗塞	I63

※所定の悪性新生物（がん）には、上皮内がん（非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。

(4) 介護の場合

新3大疾病付機構団信にご加入されている場合のみお支払いの対象となります

必要書類

次の書類をご準備いただき、4ページの「**個人情報の取扱いについて**」をご了解の上、取扱金融機関にご提出ください。必要に応じてこの他の書類のご提出をお願いする場合があります。

■次のアの場合とイの場合で必要書類が異なりますのでご注意ください。

ア. 公的介護保険制度により要介護認定されている場合

必要書類		通数	ご説明
A	団信弁済届	原本 1通	●取扱金融機関からお渡しする用紙または16ページの用紙に、必要事項をご記入ください。
B	要介護認定の結果を証する書類(要介護2以上)	写し 1通	●要介護2以上の状態に該当していると認定された 介護保険要介護・要支援認定結果通知書の写し 、または 介護保険被保険者証の写し をご提出ください。
C	主治医意見書	写し 1通	●公的介護保険申請時に医師が記入された 主治医意見書の写し をご提出ください。

上記C. 公的介護保険申請時の主治医意見書がない場合

D	生命保険会社所定の介護診断書	原本 1通	● 生命保険会社所定の介護診断書用紙 をお渡ししますので、取扱金融機関へご依頼ください。 ●取扱金融機関からお渡しする 生命保険会社所定の介護診断書用紙 に医師へ記入を依頼してください(所定の用紙以外での受付はできません。)
---	----------------	----------	---

イ. 公的介護保険制度により要介護認定されていないが所定の要介護状態の場合

必要書類		通数	ご説明
A	団信弁済届	原本 1通	●取扱金融機関からお渡しする用紙または16ページの用紙に、必要事項をご記入ください。
B	生命保険会社所定の介護診断書	原本 1通	● 生命保険会社所定の介護診断書用紙 をお渡ししますので、取扱金融機関へご依頼ください。 ●取扱金融機関からお渡しする 生命保険会社所定の介護診断書用紙 に医師へ記入を依頼してください。(所定の用紙以外での受付はできません。)

支払事由に該当する状態

お支払いの対象となる要介護状態とは、**保障開始日以後に生じた傷害または疾病により**、保険期間中に**次の1または2のいずれか**の状態に該当された場合をいいます。

1 公的介護保険制度(※1)による要介護認定を受け、要介護2以上(※2)に該当していると認定されたこと

※1 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

※2 「要介護2以上」とは、1999年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

2 次の①および②をともに満たすことが医師によって診断確定されたこと

① **所定の要介護状態(※3)に該当したこと**

② **①の要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上、要介護状態が継続したこと**

(※3)は10ページを参照ください。

※3 所定の要介護状態とは以下をいいます。

<p>※3 要介護 状態</p>	<p>次の<u>いずれか</u>に該当したとき</p> <p>①常時寝たきり状態で、下表の(ア)に該当し、<u>かつ</u>、下表の(イ)～(オ)のうち<u>2項目以上</u>に該当して他人の介護を要する状態</p> <p>②器質性認知症(備考1)と診断確定され、意識障害(備考2)のない状態において見当識障害(備考3)があり、<u>かつ</u>、他人の介護を要する状態</p> <p>(ア)ベッド周辺の歩行が自分ではできない。(イ)衣服の着脱が自分ではできない。(ウ)入浴が自分ではできない。 (エ)食物の摂取が自分ではできない。(オ)大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。</p>
--------------------------	---

備考1. 器質性認知症

(1)「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師により診断確定された場合をいいます。

- ①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2)前(1)の「器質性認知症」「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、1994年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03

2003年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、左記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引きおこされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

備考2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

備考3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 時間の見当識障害: 季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ② 場所の見当識障害: 今住んでいる自分の家、または今いる場所の認識ができない。
- ③ 人物の見当識障害: 日頃接している周囲の人の認識ができない。

3. 債務の完済(保険金のお支払い)がされない場合

次のいずれかに該当される場合は、生命保険会社から機構へ保険金が支払われず、債務は弁済(完済)されません。保険金の支払事由が共通の事項については(1)を、支払事由毎の事項については(2)～(4)をご確認ください。

(1) 共通(死亡・身体障害・3大疾病・介護)

1 次の①～③に記載の保険期間対象外に該当されるとき

- ① 保障開始日より前に、死亡、または所定の身体障害・3大疾病・介護の支払事由に該当されたとき
- ② 次表に定める保険期間の終了後に、死亡、または所定の身体障害・3大疾病・介護の支払事由に該当されたとき

3大疾病・介護の保険期間	満75歳の誕生日の属する月の末日 ※終了後は死亡・身体障害のみの保障になります
死亡・身体障害の保険期間	満80歳の誕生日の属する月の末日

- ③ 機構等に債務を全額完済された翌日以降に、死亡、または所定の身体障害・3大疾病・介護の支払事由に該当されたとき

2 「申込書兼告知書」に記入日(告知日)現在及び過去の健康状態について事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げ、そのご加入者さまに係る団信契約(機構と生命保険会社との保険契約をいいます。以下 4 及び 5 において同じ。)が解除されたとき

※ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金が支払われます。

3 詐欺・不法取得目的によりご加入されていたとき

4 ご加入者さまについて、保険金を詐取する目的で事故を招致した場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、そのご加入者さまに係る団信契約が解除されたとき

5 ご加入者さまについて、団信契約の存続を困難とする 2、3 または 4 と同等の重大な事由があり、そのご加入者さまに係る団信契約が解除されたとき

6 ご加入者さまが、住宅ローンの金銭消費貸借契約に定める期限前の全額返済義務に関する条項または反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失ったとき

(2) 死亡の場合

1 保障開始日から1年以内に自殺されたとき

※ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったと認められるときには保険金を支払うことがあります。

2 戦争・その他の変乱により死亡されたとき

※ただし、死亡された被保険者数の増加の程度に応じ、保険金を全額支払うかまたは削減して支払うことがあります。

3 「デュエット(夫婦連生団信)」にご加入の場合で、いずれかのご加入者さまの故意により、もう一方のご加入者さまが死亡されたとき

(3) 身体障害・介護の場合(5・6は身体障害に限る)

1 ご加入者さまの故意または重大な過失により所定の身体障害または介護の支払事由に該当されたとき

2 ご加入者さまの犯罪行為または薬物依存により所定の身体障害または介護の支払事由に該当されたとき

※身体障害・介護に定める「薬物依存」とは

1994年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

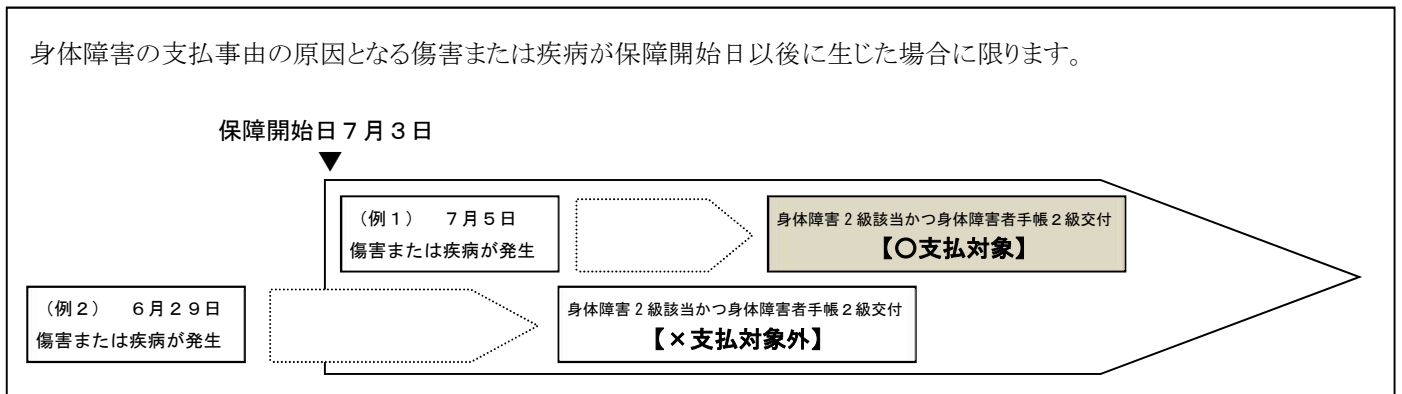
(11ページからの続き)

3 戦争・その他の変乱により所定の身体障害または介護の支払事由に該当されたとき
※ただし、支払事由に該当された被保険者数の増加の程度に応じ、保険金を全額支払うかまたは削減して支払うことがあります。

4 保障開始日前の傷害または疾病が原因で所定の身体障害または介護の支払事由に該当されたとき
(その傷害や疾病をご加入時に告知いただいていた場合でも、債務の完済(保険金のお支払い)の対象とはなりません。)

具体例

<身体障害の場合>

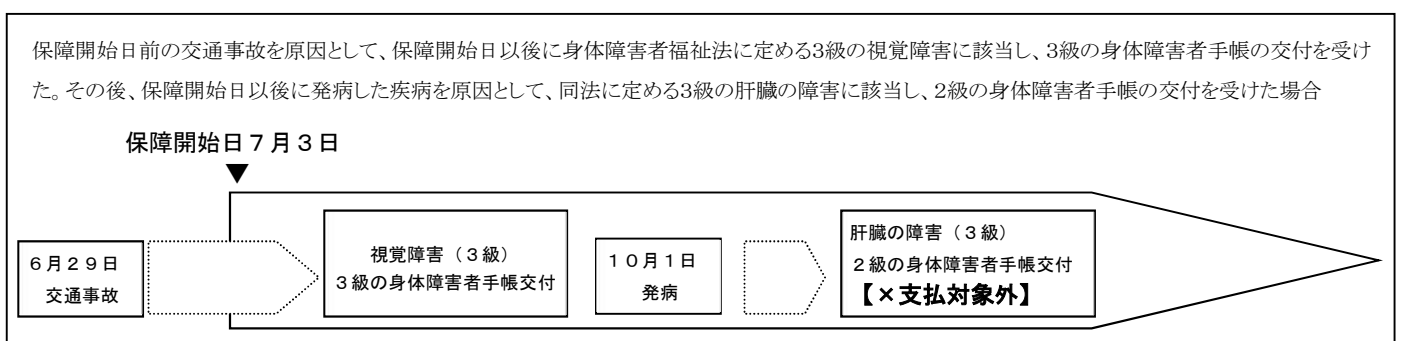


5 「デュエット(夫婦連生団信)」にご加入の場合で、いずれかのご加入者さまの故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存により、もう一方のご加入者さまが、所定の身体障害の支払事由に該当されたとき

6 身体障害について、2つ以上の身体障害に重複して該当したことにより1級または2級の身体障害者手帳が交付されたものの、1つの障害の該当の原因が上記(3)の 1 ~ 5 により生じている場合で、その障害を除いた他の障害が1級または2級の障害に該当しない場合

具体例

<上記(3)の 6 の場合>

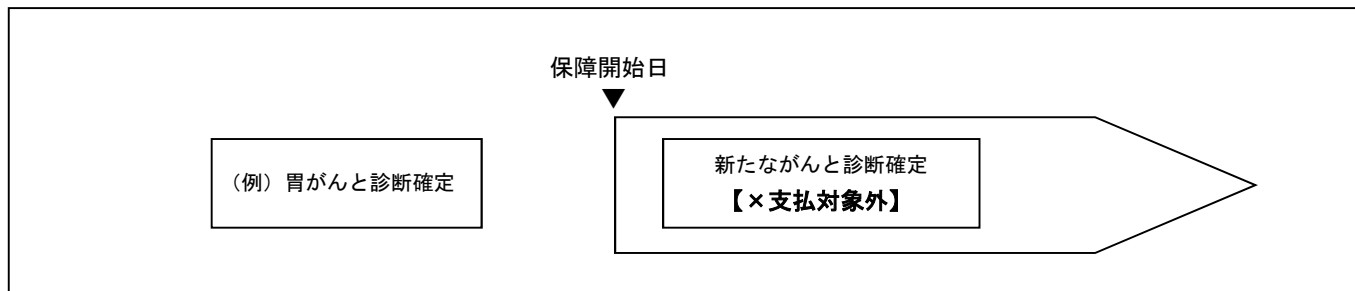


(4) 3大疾病の場合

1 所定の悪性新生物(がん)に該当しないとき(上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは債務の完済(保険金のお支払い)の対象とはなりません。)

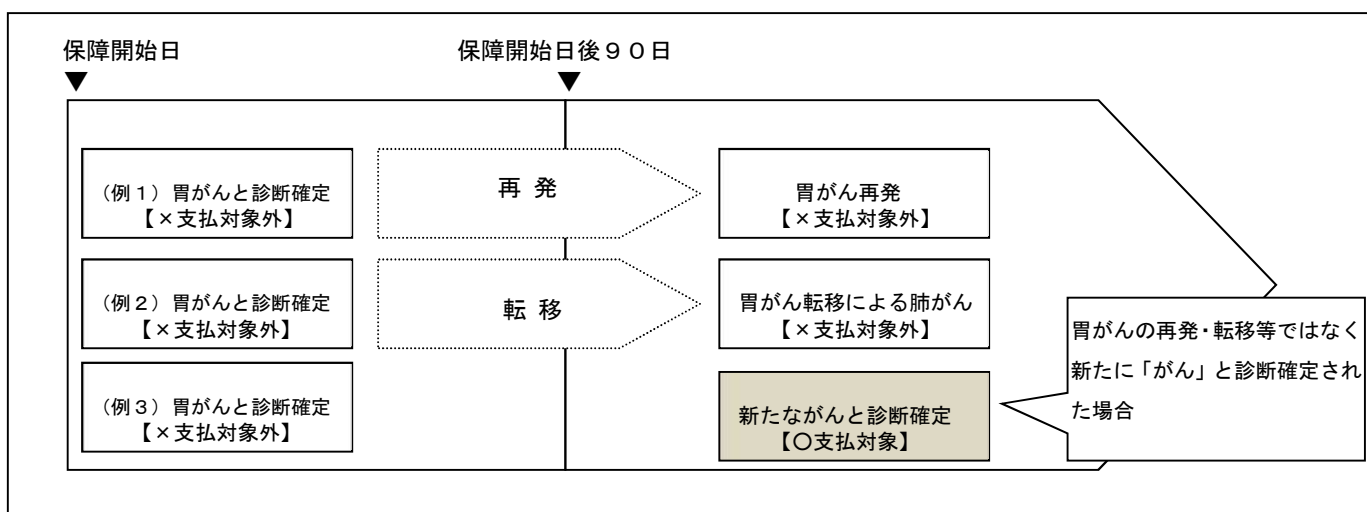
2 保障開始日前に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されていた場合
※保障開始日前に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定された場合には、その事実をご加入者さまが知っているといないにかかわらず、保障開始日以後に新たに所定の悪性新生物(がん)に罹患しても債務の完済(保険金のお支払い)の対象とはなりません。

具体例



3 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定された場合、または保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移等と認められる場合

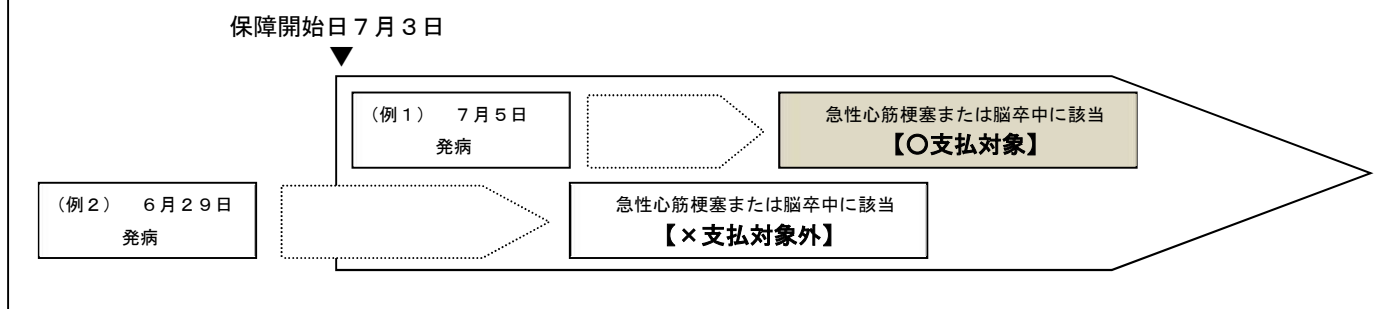
具体例



4 保障開始日前の疾病を原因とした急性心筋梗塞または脳卒中の場合 (その疾病をご加入時に告知いただいていた場合でも、債務の完済(保険金のお支払い)の対象とはなりません。)

具体例

急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病が保障開始日以後に生じた場合に限り
ます。



4. 債務完済後のお手続(完済関係書類の受領)

債務の完済(保険金のお支払い)が決定しましたら、お手続きいただいた取扱金融機関より届出者さまにお知らせしますので、完済関係書類(契約書類や抵当権を解除するために必要な書類等)をお受け取りください。

完済関係書類のお受取り時にご用意いただく書類は以下のとおりです。

なお、必要に応じてこの他の書類のご提出をお願いする場合があります。

(1) 相続人代表者さまがお受取りになる場合

	必要書類	通数	ご説明
A	完済関係書類の受領に関する申出書	原本 1通	●取扱金融機関からお渡しする用紙に、必要事項をご記入ください。
B	ご加入者さまと相続人代表者さまの相続関係を明らかにする書類	写し 1通	●例1:「戸籍謄本」(相続関係を証明する部分) ●例2:住宅ローン担保物件の「不動産登記簿謄本」(相続による所有権移転登記がされたもの)

※ ご来店いただく場合は、受領書に署名・捺印をいただきますので、ご印鑑をお持ちください。

(2) ご加入者さま又は連帯債務者さまがお受取りになる場合

ご用意いただく書類はございません。

※ ご来店いただく場合は、受領書に署名・捺印をいただきますので、ご印鑑をお持ちください。

5. お問い合わせ先

**債務弁済（保険金請求）及び債務完済後の手続についてのお問い合わせは
融資のお申込みをされました取扱金融機関へお願いいたします。**

ご加入者さまが保険金の支払事由に該当された場合は、ご提出いただいた関係書類に基づき、保険金受取人である機構が保険会社に請求し、支払われた保険金により債務が弁済（完済）されます。

保険会社より保険金が支払われる可能性があると思われる場合やご不明な点がございましたら、取扱金融機関にご相談ください。

**「保険金のお支払事由に該当するか」等のお問い合わせは
以下の幹事生命保険会社へお願いいたします。**

ご加入者さまの**取扱金融機関**や**物件所在地**により、担当する生命保険会社が異なります。お問い合わせの際はご注意ください。

なお、生命保険会社が不明な場合は、取扱金融機関へおたずねください。

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

お客さまの借入申込金 融機関等	お客さまの物件所在地	幹事生命保険会社	担当部署	電話番号
	都道府県			
モーゲージバンク等※ 以下以外の金融機関	(全国)	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0570-030711 06(6947)3288
銀行※ 信用金庫 信用組合 労働金庫 信用農業協同組合連合会	北海道	明治安田生命保険相互会社	北海道機構団信室	011(242)7287
	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	明治安田生命保険相互会社	東北機構団信室	022(711)3155
	栃木・群馬・新潟・長野	日本生命保険相互会社	団体保険支払サービス課	0120-381-688
	東京・神奈川・茨城・埼玉・千葉・山梨・静岡	日本生命保険相互会社	団体保険支払サービス課	0120-381-688
	岐阜・愛知・三重	明治安田生命保険相互会社	東海機構団信室	052(972)8217
	富山・石川・福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-709-471
	鳥取・島根・岡山・広島・山口	明治安田生命保険相互会社	中国機構団信室	082(245)4581
	徳島・香川・愛媛・高知	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0570-030711 06(6947)3288
	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-709-471
	沖縄	日本生命保険相互会社	団体保険支払サービス課	0120-381-688

※楽天銀行、住信SBIネット銀行及びイオン銀行については「銀行」ではなく「モーゲージバンク等」欄をご欄ください。

新機構団信 共同引受生命保険会社

アクサ生命保険株式会社

ジブラルタ生命保険株式会社

住友生命保険相互会社

ソニー生命保険株式会社

SOMPOひまわり生命保険株式会社

第一生命保険株式会社

大樹生命保険株式会社

大同生命保険株式会社

太陽生命保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

日本生命保険相互会社

富国生命保険相互会社

フコクしんらい生命保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

明治安田生命保険相互会社

メットライフ生命保険株式会社

以上 50 音順

2021 年4月1日

